

大切な家の健康診断！

～耐震関連補助金のご案内～



いつ？どこで？発生するか分からない大地震！

耐震性能が低く、老朽化が進んでいる

昭和56年5月31日前に工事をされた住宅は

早期の耐震化をお考え下さい！

見附市の耐震関連補助制度

昭和56年5月31日以前に工事着工された住宅が対象

耐震工事を行い、
住み続ける

ステップ1

耐震診断・・・自己負担金 1万円 ※

ステップ2

耐震補強設計・・・補助金 上限10万円
(設計費用の1/2)

ステップ3

耐震改修工事・・・補助金 100万円
から設計費を
差引いた額
(工事費用の2/3)

建物を除却し、
建替え又は住替える

ステップ1

耐震診断・・・1.0未満と診断
又は
簡易診断・・・評点の合計が7点以下

ステップ2

除却工事・・・補助金 上限30万円
(解体工事費用の23%)

※は住宅の面積によっては1万円を超える場合があります。 補助制度の詳細は裏面をご覧ください。

木造住宅の耐震診断・耐震改修等・除却に補助



募集概要



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

見附市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

- **受付期間** 令和7年4月14日(月) から 令和7年11月21日(金)まで
- **申込み方法** 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、市役所1階都市環境課に提出ください。
詳しくは都市環境課都市政策室都市・住宅政策係にお問い合わせください。
- **留意事項**
 - ① 先着順に受付し、予算に達した時点で受付を終了します。
 - ② **必ず診断前、設計前、改修工事前、除却工事前に申請してください。**
- **問合せ先** 見附市 都市環境課 都市政策室 都市・住宅政策係 TEL:0258-62-1700(内線163)

ー見附市木造住宅耐震診断費補助金ー

耐震診断



自己負担額:1万円[※]
対象者:住宅の所有者・居住者
市税の滞納がない人

※は住宅の面積によっては1万円を超える場合があります。

●対象住宅について

- ・市内の個人所有の一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・併用住宅は過半以上が住居部分であること

●補助額について

延べ床面積	診断費用	補助金額 (限度額)
70㎡以下	70,000円	60,000円
70㎡を超え 175㎡以下	80,000円	70,000円
175㎡を超え 240㎡以下 [※]	100,000円	90,000円

※延床面積が240㎡を超える場合は、超えた面積
1㎡につき500円が自己負担額に加算されます。

ー見附市木造住宅耐震改修費等補助金ー

耐震設計・改修等



補助額 設計:上限10万円
改修:100万円から

**令和7年度より
改修の補助額
を増額しました**
**設計費を
差引いた額**

シエルター:上限30万円

対象者:住宅の所有者

●耐震改修等について 市税の滞納がない人

耐震改修等には耐震補強設計と耐震改修工事・シエルター補強工事があります。

耐震補強設計

耐震診断の結果、1.0未満と診断された木造住宅の
上部構造評点を1.0以上まで向上させるための設計

耐震改修工事

耐震診断の結果、1.0未満と診断された木造住宅の
上部構造評点を1.0以上まで向上させるための工事

シエルター補強工事

人命を確保することを目的とした部屋の補強工事

●対象住宅について

- ・市内の個人所有の一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・併用住宅は過半以上が住居部分であること
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅

**※耐震設計・耐震改修等については必ず同一年度
に実施してください**

ー見附市木造住宅除却支援事業補助金ー

除却補助



補助額:上限30万円
**対象者:住宅の所有者又は所有する
ことが確実と見込まれる人**
市税の滞納がない人

●対象事業について

対象住宅を除却し、見附市内で建替えること。又は
市内の耐震性のある住宅またはアパート等へ住替
えること。

●対象住宅について

- ・市内の個人所有の一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・併用住宅は過半以上が住居部分であること
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅、又は、簡易耐震診断の結果、評点の合計が7点以下の木造住宅
- ・居住誘導区域又は地域コミュニティゾーンに所在する一戸建て木造住宅